

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく前払式支払手段の払戻し終了のお知らせ

令和元年5月12日に取扱いを終了した、当社発行の前払式支払手段について、当社ではご利用していただいた皆様にご周知いただける様に各給油所、当社ホームページ、新聞広告等にて告知していましたが下記の申出の方法、申出の期間をもって残高返金は終了致しました。

記

* 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

株式会社 ツチャ

* 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

セルフ給油カード（磁気型）・洗車カード

* 払戻しの申出期間

令和元年5月13日午前8時から令和元年9月30日19時まで

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

* 申出の方法

（株）ツチャのセルフ給油カード・洗車カード販売店舗にカードをご持参ください。

* 払戻しの方法

カードを持参頂ければその場で残高を確認し現金にて返金致します。

* その他当該払戻しの手続きに関し参考となるべき事項

セルフ給油カード（磁気型）・洗車カードは2018年9月末日を以て利用することは出来ません。

* 払戻しに関する問い合わせ先

〒410-0049 沼津市江原町15-47

株式会社 ツチャ 本社

電話055-924-1223

↓こちらはセルフ給油カード↓



株式会社 ツチャ

2019年10月1日

以上